

## 蒲生地区学校体育施設開放の細則

### 1) 開放施設

開放校名	開放施設		備 考
蒲 生 小	校 庭	屋内運動場	
蒲生第二小	校 庭	屋内運動場	
蒲生南小	校 庭	屋内運動場	川柳地区と2：2
明 正 小	校 庭	屋内運動場	川柳地区と3：1
西 方 小	校 庭	屋内運動場	大相模地区と1：3
南 中	校 庭	—————	休日のみ

### 2) 開放日時

4月～9月

	校 庭	屋内運動場
土 曜	14：00～16：00	14：00～16：30
	16：00～18：00	-----
休 日	8：00～10：00	8：30～10：30
	10：00～12：00	10：30～12：30
	12：00～14：00	12：30～14：30
	14：00～16：00	14：30～16：30
	16：00～18：00	-----

10月～3月

	校 庭	屋内運動場
土	14：00～16：30	14：00～16：30
休 日	8：00～10：00	8：30～10：30
	10：00～12：00	10：30～12：30
	12：00～14：00	12：30～14：30
	14：00～16：00	14：30～16：30

- 「注意」 ○各団体とも時間内に必ず清掃すること  
 ○原則として1団体につき使用は2時間単位とする  
 (運動会等はこの限りではない)  
 ○許可書添付の注意事項を遵守すること

### 3) 団体登録

毎年度初めに行うこと。(所定用紙)

(登録要件)

団体登録をしようとする団体は次の要件を具備しなければならない。

1. 蒲生地区内在住・在勤の方々が10人以上おり、なおかつ過半数を占めた団体であること。
2. 青少年団体にあつては、成人指導者のいる団体であること。
3. スポーツ・レクリエーション活動を推進する団体であること。
4. 越谷市立小中学校体育施設開放に関する規則及び諸規定を遵守できる団体であること。
5. 登録できる地区は一地区とする。但し、複数の地区住民で構成された団体の取り扱いには構成人数の最も多い地区とする。

### 4) 利用申請受付

- ◆毎月前月の10日～15日までとする。
- ◆その日が地区センターの休所日(祝日及び年末年始)の場合は翌日とする。
- ◆申請の際は、希望日等聞かない。

### 5) 受付場所

- ◆推進委員会事務局のある地区センターとする。

### 6) 利用団体の調整

- ◆毎月16日～19日の間に事務局において調整する。
- ◆団体登録申請書に基づき調整する。
- ◆青少年団体とPTAは月数回、一般団体は月1回として調整する。

### 7) 許可書の交付

- ◆毎月20日以降(地区センターが休所日の場合は翌日から)25日まで利用許可書を交付する。
- ◆利用団体が25日までに許可書を取りに来なかった場合は利用権を失うものとする。
- ◆多数回利用したい場合は、空いている時間を26日～月末に再度申請し、利用許可書を交付する。(28日以降は利用回数の制限を設けない。)
- ◆スポ・レク委員長が特に認める場合は、この限りでない。

8) 利用の取消し

- ◆やむをえない理由により利用を取消す場合は、利用日の3日前までに事務局に連絡すること。
- ◆無断で利用を取消した場合は、同月中の全ての利用許可を取消すると同時に翌月の利用許可を停止する。
- ◆取り消されたところには、雨で流れた団体等を許可する。

9) 貸出の停止及び団体登録の抹消

「越谷市立小中学校屋内運動場及び校庭の開放に関する実施細則」の規定に違反した団体に対しては、スポ・レク推進委員会で協議し、貸出しの停止及び団体の登録抹消を行う。